

令和2年5月開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 令和2年5月27日(水) 15時30分～17時00分

場 所： 開成町役場 201 会議室

出席者： 井上教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、上野委員、本澤委員

【事務局】遠藤教育委員会事務局参事兼生涯学習課長、岩本学校教育課長、川口生涯学習課スポーツ班長、小島生涯学習課生涯学習班長、尾川学校教育課学校教育班長

議 事：

1) 開会 教育長より開会の宣言

2) 会議録署名人の指名 上野委員が指名された。

3) 議事

《協議事項》

(1) 緊急事態宣言解除後の学校運営について

・資料1について説明した。

○教育長 協議事項(1)緊急事態宣言解除後の学校運営について私から説明します。資料1と追加資料をご覧ください。

5月25日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が解除されました。これにより、4月7日から続いていた神奈川県知事からの学校臨時休業要請も5月27日の0時をもって解除されます。町教育委員会としましては、6月1日からの園・学校再開に向けて各園・学校長と検討をすすめているところです。再開にあたっては、学校における感染拡大防止対策、学習保障等の取組が適切に行えるようにしていきたいと考えてします。

まず、「1 学校再開直後の登下校」についてですが、基本的には6月1日から6月12日までは分散登園・登校とします。目的は、「密」の回避です。

開成幼稚園については、出席番号で班に分けて分散登園を実施し、午前中までの登園とします。ただし、年長、年中、年少によって班分けが異なります。年長、年中にあっては、出席番号順でA班、B班の2班に分けて登園させます。年少にあっては、出席番号順にA班、B班、C班、D班の4班に分けて、保護者同伴の登園とします。

開成小学校については、地区別に班を分けて分散登校を実施します。具体的には、A班が上延沢、上島の各地区、B班が岡野、金井島、下延沢、円中、河原町、榎本の各地区です。

開成南小学校についても、地区別に班を分けて分散登校を実施します。A班が牛島、中家村、下島の各地区、B班が宮台、パレット、みなみの各地区です。

文命中学校については、出席番号で班を分けて分散登校を実施しま

すが、1日のなかで出席番号が奇数班と偶数班を午前、午後に分けて分散登校を実施します。中学生については、毎日、登校することになります。

そして、6月11日から園・学校とも給食を再開します。今年度、初めての給食提供を行います。6月15日からは、一斉登校を行います。

現在、教育委員会事務局が各地区において交通指導をしていただいている関係機関に登校指導の時間、日程等の連絡をしているところです。また、当分の間、各学校の教員は、検温等を実施するため、登校指導には参加できなくなるので、その旨の連絡も関係機関にしているところです。

続いて、「2 課業日の変更」についてです。全国一斉の臨時休業により35日間の課業日が失われました。学習を保障するという視点からできる限り、臨時休業により生じた遅れを取り戻したいと考えています。そこで、次の5つの取組を実施したいと考えています。

1点目が、第1学期の期間変更です。7月31日を第1学期の終業日とします。なお、給食は、7月29日まで提供します。

2点目が、夏季休業期間の変更です。通常は、7月21日から8月28日までのところを変更後は、8月1日から8月16日までとします。

3点目が、第2学期の期間変更です。8月17日を第2学期の始業日とし、終業日を12月25日までとします。給食は、8月19日から提供を開始します。なお、幼稚園については、第2学期開始日は検討中です。

4点目が、冬季休業期間の変更です。通常は、12月25日から1月7日までのところを変更後は、12月26日から1月5日までとします。

5点目が、第3学期の期間変更です。通常は、1月8日から開始するところを2日前倒して1月6日から開始します。

このように各学期の期間を変更することになり、通常ならば学校管理運営規則の改正を行う必要があるところですが、本日、この会議においてお認めいただければ今年度限りの特例ということで規則改正をすることなく運用していきたいと考えています。また、給食につきましても、さきほどご説明したとおり8月中も給食を実施する予定です。学校給食費徴収規則においては、8月は給食費を徴収しないと規定されているところですが、この点につきましても、この会議でお認めいただければ、今年度限りの特例ということで運用させていただけたらと思います。よろしくご審議ください。

○事務局

ただいま、教育長からご説明させていただきましたが、学校再開後の学期の変更についてとそれに伴う給食実施日の変更が1点目、2点目としてこれらの変更にあたって規則改正することなく今年度限りの特例ということで運用してよいかについてご意見はございますか。

○村岡委員

この資料のなかで第3学期の最終日の記載がないが、いつとなるの

か。

- 教育長 第3学期の最終日は、通常どおりを考えています。ただし、中学3年生の卒業式が若干遅くなる可能性はあると考えています。中学校の卒業式については、県内統一のものでありますので現時点では明確な日程を申し上げられません。なお、当初の予定は3月10日となっています。
- 上野委員 2学期の給食最終日については、いつまでを予定しているか。
- 教育長 2学期の給食については、最終日近くまで提供したいと考えています。
- 上野委員 夏季休業が短縮となるが、教員の夏季休業の確保など是可以のか。
- 教育長 学校長が判断すべき事項でもありますが、例えば、7月、8月中の課業日については、午前中まで授業を実施して、午後は事務仕事という方法もあると考えています。私としては、できる限り授業時間を確保する方向で考えてほしいと各学校にお願いしているところです。
- 村岡委員 1学期の終わりに通信簿を出すことは考えているのか。
- 教育長 6月、7月は授業を実施するので、その過程は、評価して各家庭に報告する必要はあると考えています。したがって、何かしら通知は出す方向で考えています。
- 露木委員 学校再開後は、学習の保障をどのように確保していくかということが一番重要だと考えている。先ほど教育長から説明があった取組内容でよいと思う。
- 本澤委員 私も、この取組内容でよいと思う。
- 事務局 それでは、今年度限りの特例扱いということになりますが、原案どおりとさせていただきます。
- 教育長 それでは、ただいまの決定を前提としまして資料1の3ページ目をご覧ください。臨時休業により35課業日が失われたと説明しましたが、先ほどご説明した取組により23課業日を取り戻すことができます。7時間目の活用等、様々な方策を実施していきますが、これにより7割近い授業時間を回復することができます。具体的な方策ですが、まず、水泳の授業は実施しません。また、調理実習、理科の観察実験、生物の世話等の場面では、3密の要素がありますので実施しません。これらの科目については、例えば国語と生活課を組み合わせた授業(合科)の活用によりカバーしたいと考えています。
- 文部科学省の通知では、今年度の授業カリキュラム上、すべてクリアできなくても致し方ないという方針が示されています。
- また、これまでご説明した各学期の変更について、カレンダーに落とし込んだものを資料としてお配りしていますのでご確認ください。このなかで8月13日、14日と12月28日については、今年度から試行ということで学校閉庁日を実施させていただきます。
- 資料1の2ページをご覧ください。(2)学校の衛生環境づくりのところですが、まず、校舎内外の環境整備を徹底します。特に正門周り、昇降口、靴箱、トイレなど重点的に衛生対策を施します。
- 次に、給食への配慮ということで、給食は簡易的なものとします。給食の時間が一番「密」になる危険があると思いますので、できる限

りリスクを減らすために食事、片付けも短時間で行える献立にします。また、身支度は、個人持ちのエプロンを使用し、白衣の使い回しは行いません。

続いて、家庭との連携についてですが、長期の休業明けとなるので早めに学校生活リズムをつけるようにしていきたいと考えています。保護者に対しては、毎朝検温を実施し、健康記録カードを担任に提出するようお願いしています。検温を忘れた場合は、保健室とは別の場所で検温を実施します。また、これから梅雨時期となるので、熱中症予防と食中毒予防等、健康管理に十分留意する必要があります。

教職員については、これから本格的に新年度開始となるので、子どもにも保護者にも丁寧で分かりやすい対応に努めてもらいたいと思います。6月、7月中は、週1回程度ですが7校時を実施する予定です。

資料1の4ページをご覧ください。学校・授業（教育活動）を始めるために必要なことと思われる事項についてご説明します。

まず、感染防止の基本は「3密」を避けるということになりますが、学校は「密」が当たり前という状況にあります。したがって、学校現場でどのような工夫をするか重要になります。例えば、座席配置をシアター形式とし、距離をとるようにします。給食の場面でも、会話はしないよう指導します。幼稚園にあつては、使い捨てパックを使用し、個人ごとに食べるようにします。

資料1の5ページのなかで、今後の対策についても想定される事項についてまとめておきました。まず、いつコロナウイルス感染症第2波が来るかわかりません。今回の臨時休業中のことを教訓として次のことに取り組みたいと考えています。まず、国が推進しているGIGAスクール構想の流れにのって、早急に学校のオンライン化を進めます。そのために、現在、各家庭のLAN環境状況調査等をしているところです。また、マチコミメールの加入率100%を目指して周知をしているところですが、現状は、幼、小、中学校であと10世帯程度加入すれば加入率100%を達成できる状況です。その他、教員が家庭訪問等をいつでもできるように地域をよく知る活動をする必要になってくると考えています。さらに、教育委員会としては、所管施設のオンライン化も必要になってくると考えています。例えば、図書室における予約システム、オンライン読書会、朗読会等ができればよいと考えています。

私からの説明は以上ですが、何かご意見、ご質問はございますか。

○全委員

意見なし。

○教育長

それでは、これまで述べてきた取組を基本として、安全に学校運営を行っていきたいと考えています。

(2) 開成町障害者活躍推進計画の策定について

- ・資料2について説明した。

○教育長 協議事項（２）開成町障害者活躍推進計画の策定について事務局から説明してください。

○事務局 それでは、まず、資料２をご覧ください。開成町障害者活躍推進計画の策定です。こちらは、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行により国及び地方公共団体の任命権者は、率先して障害者を雇用する責務が明確となり、厚生労働大臣が作成する指針に即して、各地方公共団体においても個別計画を策定することが義務づけられました。計画で定める内容は、資料２の１，２ページにあるように、障害者雇用に関する課題、採用に関する目標、障害者の活躍を推進する体制整備など具体的な取組計画を定めています。個別にご説明していきます。「１ 機関名」は、開成町教育委員会です。「２ 任命権者」も同じく開成町教育委員会です。これは、計画の策定を任命権者ごとに行う必要があるため教育委員会として１つの計画を策定します。「３ 計画期間」ですが、令和２年４月１日から令和７年３月３１日までの５年間とします。

そして、「４ 障害者雇用に関する課題」ですが、開成町においては、毎年の障害者任免状況通報を町部局と教育委員会部局の両機関を一体化（特例認定）して行っております。この報告においては、毎年６月１日時点で職員のなかで障害者が占める割合を厚生労働大臣に報告しています。この報告のことを障害者任免通報といいますが、この報告は、本来は町部局と教育委員会部局それぞれ法定の障害者雇用率（2.5%）を達成しなければなりません。特例認定ということで障害者雇用促進法では、当町のような規模の自治体においては、教育委員会部局単独で法定雇用率を達成できない場合、町部局と合算してよいという特例があり、厚生労働大臣に特例の認定申請を行い、認められているため例年、当町では町部局と教育委員会部局を合算して障害者任免通報を行っております。そして、当町の状況ですが、令和元年６月１日現在の実雇用率は2.48%であり、法定雇用率2.5%を下回っている状況です。また、令和３年４月には、地方自治体の法定雇用率は2.6%に引き上げとなる予定であることから、さらに障害者を積極的に採用する必要があります。開成町教育委員会においては、職員の大部分が開成町からの出向職員で構成されており、一部の職種の会計年度任用職員を除き、教育委員会部局独自の体制整備は行ってきませんでした。今後は、本計画のもと、町部局と一体的に障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに一層取り組んでいく必要があると考えています。「５ 目標」ですが、まず「（１）採用に関する目標」についてです。さきほど、ご説明したとおり開成町教育委員会においては、一部の職種の会計年度任用職員を除き、独自の職員募集・採用等は行っておらず、職員の大部分が町部局からの出向職員で構成されています。今後も職員採用については、町部局が主体となり教育委員会部局分も含めて一体的に行っていくため設定しないこととします。なお、町部局の計画においては、障害者である職員の実雇用率について、各年度において、当該年６月１日時点の法定雇用率以

上を目標としています。評価方法としては、毎年の障害者任免状況通報により把握・進捗管理を行います。続いて、「(2) 定着に関する目標」については、不本意な離職者を極力生じさせないことを目標とします。評価方法としては、毎年の障害者任免状況通報時、人事記録等を元に、特に前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行うものとし、また、「6 取組内容」ですが、「(1) 障害者の活躍を推進する体制整備」として次の3点について整備します。

- ① 職員は、開成町(町長部局)からの出向職員で構成されているため、障害者雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。
- ② 組織内の人的サポート体制(障害者雇用推進者、人事担当)を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。
- ③ 役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。

以上3点の取組を実施します。

「(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出」についてですが、次の2点について整備します。

- ① 現に勤務する障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
 - ② 所属長との人事評価面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
- 以上2点の取組を実施します。

「(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理」についてですが、次の8点について整備します。

- ① 基礎的環境整備として、新庁舎(令和2年5月に業務開始)にエレベーター、多目的トイレは設置済みであるが、障害者の要望を踏まえたきめ細かな環境整備を検討する。
- ② 相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
- ③ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。
- ④ 募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
- ⑤ 時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の利用を促進する。
- ⑥ 時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
- ⑦ 本人の希望等を踏まえつつ、実務研修等の教育訓練を実施する。

⑧ 必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。

以上8点の取組を実施します。

最後に「(4) その他」として、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進してまいります。

説明は以上です。

○教育長 　　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問、ご意見はございますか。

○全委員 　　意見なし。

○教育長 　　それでは、原案どおり町部局と教育委員会部局一体となって、この計画に取り組んでいくことにします。

(3) 開成町教育委員会事務局文書取扱規程の制定について

・資料3について説明した。

○教育長 　　協議事項(3)開成町教育委員会事務局文書取扱規程の制定について事務局から説明してください。

○事務局 　　それでは、資料3をご覧ください。開成町教育委員会文書取扱規程の制定についてです。こちらは、令和2年5月1日の機構改革に伴い、課名に変更があったので教育委員会部局で新たに訓令を制定するものです。第2条では、委員会における文書の取扱いについては、この訓令に定めるもののほか、開成町文書取扱規程を準用するというので、基本的な文書に関する取扱ルールは、町部局で制定した開成町文書取扱規程にしたがい運用しますが、今回は、機構改革に伴い、課名に変更があったので、教育委員会部局の発収する文書については、別表のとおり学校教育課にあっては、「学教」、生涯学習課にあっては「生涯」と記号の前に付したかたちで文書の発収を行います。附則ですが、本訓令は、公表の日から施行し、令和2年5月1日から適用します。説明は以上です。

○教育長 　　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問、ご意見はございますか。

○全委員 　　意見なし。

○教育長 　　それでは、原案どおりとさせていただきます。

(4) 開成町酒匂川サイクリングコース設置運営要綱の制定について

(5) 開成町酒匂川サイクリングコースの他目的使用に係る取扱要領の制定について

・資料4及び資料5について説明した。

○教育長 　　協議事項(4)開成町酒匂川サイクリングコース設置運営要綱の制定及び(5)開成町酒匂川サイクリングコースの他目的使用に係る取扱要領について事務局から説明してください。

○事務局 　　それでは、資料4をご覧ください。まず、こちらの施設の概要ですが、本日お配りした資料のオレンジ色のついた箇所が酒匂川サイクリングコースゾーンであり、令和2年4月1日に県から町に移管されま

した。さらに、令和2年5月1日の機構改革により、酒匂川サイクリングコースの所管が町部局から教育委員会部局に移管されました。今回は、その取扱いに当たり必要となる要綱について制定をするものです。このサイクリングコースは、昭和44年に整備したものであり、全長8.9キロメートルであり、そのうち4.8キロメートル（左右50センチ）の箇所が町が管理すべきエリアとなります。アスファルト舗装で道幅は、2.0メートルです。

資料4をご覧ください。要綱の特徴的なことを申し上げますと第5条のところではサイクリングコースには原則、自動車、オートバイの乗り入れを禁止しています。

資料5では、酒匂川サイクリングコースの他目的使用に係る取扱要領を定めています。ここでは、サイクリングコース以外に使用を認める場合を規定しています。具体的には、マラソン集会や工事（護岸工事や松の伐採にかかる車両の乗り入れ）として使用することを想定しています。説明は以上です。

○教育長 　　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。

○露木委員 　　資料4の開成町酒匂川サイクリングコース設置運営要綱の第4条において、利用時間が「日の出から日没まで」となっています。これは、あえてこのような規定をしているのか。

○事務局 　　季節によって使用時間が異なることを前提としており、施設に照明機能がありませんので、使用時間は日没までとさせていただいたところでは。

○露木委員 　　個人的にこのサイクリングコースを使用したときに、日没後もライトをつけた自転車が通っている現場を見たことがあるが、この要綱によれば、夜間サイクリングコースを使用することはできないという理解でよいか。

○事務局 　　原則、夜間は使用禁止ということでご理解いただきたいと思います。

○教育長 　　注意を促すような看板等はあるのか。

○事務局 　　注意看板は設置してありますが、夜間だと当該看板が見えにくいという状況はあると思います。

○教育長 　　左右50センチの町の管理地があり、それ以外は県の管理ということではよいか。

○事務局 　　そのとおりです。今年度は、サイクリングコースの草刈りを1回予定しています。

○教育長 　　多目的使用の例として、マラソン大会等を想定しているという説明があったが、仮定の話として町の管理地に整備不良箇所があって、そこで転んで事故があった場合は、町の責任ということになるのか。

○事務局 　　一義的には、町の責任ということになるかと思いますが。

○本澤委員 　　過去、サイクリングコースにおいて自転車事故があったと聞いている。

○事務局 　　水辺スポーツ公園周辺の整備については、指定管理者が行っていますが、そこ以外の整備を町としてどのように行っていくか検討してい

きたいと思います。

- 教育長 足柄大橋下の九十間土手も町の管理地なのか。
- 事務局 そこは、管理対象外エリアとなります。
- 教育長 ほかに何かご意見はありますか。
- 全委員 意見なし。
- 教育長 それでは、原案どおりとさせていただきます。

《報告事項》

(1) 開成南小学校プール一般開放の中止について

- ・資料6について説明した。

- 教育長 報告事項(1)開成町南小学校プール一般開放の中止について事務局から説明してください。
- 事務局 それでは、資料6をご覧ください。例年、夏季休業期間中、開成南小学校のプールを一般開放して町民に利用していただいておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般開放を中止にさせていただきました。この決定につきましては、5月19日付けで町長決裁をいただいて機関決定をさせていただいたところで、資料6は、足柄上郡のプール一般開放の実施有無をまとめたものですが、中井町、松田町、山北町は中止を決定しています。大井町については、本日確認したところ中止を決定したということです。これにより足柄上郡5町すべてにおいて、プールの一般開放中止を決定したところです。説明は以上です。
- 教育長 ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。
- 全委員 意見なし。

(2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のためのイベント中止について

- ・資料7について説明した。

- 教育長 報告事項(2)新型コロナウイルス感染拡大防止のためのイベント中止について事務局から説明してください。
- 事務局 それでは、資料7をご覧ください。こちらは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、社会教育関係で今年度の事業を中止又は延期としたものをまとめたものです。
資料のなかでは、社会教育推進事業、文化活動事業、青少年育成事業の3点に分けて記載させていただきました。
まず、社会教育推進事業をご覧ください。「生涯学習講座」については、4月から8月までの22講座を中止とさせていただきました。「PTA指導者研修会」については、1学期は、ほとんど授業を行っていないこともあるので、中止も視野に入れながら今後どうするか検討してまいりたいと考えています。「はじめての三歳児講座」については、9月以降実施ということで延期させていただきました。
続いて、文化活動事業をご覧ください。町民センターの利用につい

ては、現在、休館とさせていただいておりますが、いつから再開させるか調整中です。県も段階的に開放する方針とのことです。図書室についても、町民センターと同様に、現在、休室中です。ただし、国の通知では、図書館、博物館、美術館のような文教施設については、先行して開放していく方針が示されています。図書室の利用再開については、例えば、最初は電話予約のみとするなど段階的に解除していきたいと考えています。町民の方の問い合わせも多いので、方針が決定次第、町民に速やかに周知していきたいと考えています。なお、「子どもの広場」、「おはなし会」は中止とさせていただきます。

かいせい文化祭については、11月7日、8日の展示発表と11月14日の芸能発表の2部制ですが、こちらについては、コロナウイルス感染症拡大防止のため、展示物をつくる時間や練習する時間を確保することができないため中止とさせていただきました。

続いて、青少年育成事業ですが、「あじさい塾」については1学期実施分を中止とさせていただきました。また、青少年指導員の事業として「ジュニアリーダーサマーキャンプ」、「中学生地域交流ゲートボール大会」についても中止とさせていただきました。他町との交流事業として真鶴町と北海道幕別町の子供達との交流事業についても学校が休業中ということもあり、中止とさせていただきました。「放課後子ども教室」も同様に1学期は、中止とさせていただきました。

説明は以上です。

- 教育長 　　ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はありますか。
- 事務局 　　補足させていただきます。かいせい文化祭の中止についてですが、今年度、開成町福祉会館天井裏の改修工事を実施するので、芸能発表として多目的ホールを使用できないということも中止の理由となっています。
- 教育長 　　成人式はどうするのか。
- 事務局 　　成人式は実施していきたいと考えていますが、実施方法や場所については検討していきたいと考えています。
- 教育長 　　ほかにご質問なければ、ここまでとさせていただきます。

(3) 新型コロナウイルス感染症に係る開成町の緊急対策について

・資料8について説明した。

- 教育長 　　報告事項(3) 新型コロナウイルス感染症に係る開成町の緊急対策について事務局から説明してください。

- 事務局 　　それでは、資料8をご覧ください。新型コロナウイルス感染症に係る開成町の緊急対策です。こちらは、5月随時会議において提案したものでして、町民を支援するために必要な予算をまとめたものです。教育委員会としては、2ページにあるとおり「3 児童・生徒の学びの確保」ということで4つの事業を実施します。

1つ目が、家庭学習支援の強化ということで、家庭学習の支援を目的に、学校副教材や家庭学習用の課題、学校長等からのお便り等をレ

ターパックをつかって全世帯に郵送しました。予算額は、60万9千円です。

2つ目が、家庭との連絡及び各種相談窓口の強化ということで、臨時休業中の家庭と学校との連絡体制を強化するとともに、子どもや家庭に関する各種相談の窓口を拡大するため、幼、小、中学校に携帯電話を51台配置します。予算額は、196万1千円です。幼稚園、中学校にあっては各学年1台ずつ、小学校にあっては、各クラス1台ずつ携帯電話を配置しました。

3つ目が、家庭学習における学習意欲の維持及び学習の支援ということで、家庭学習における子どもの学習意欲を維持するとともに、家庭学習の支援を目的に全ての園児・児童・生徒に課題図書を配布します。また、家庭学習用教材をすべての児童・生徒に配布します。予算額は431万1千円です。

こちらは、現在、それぞれの園・学校で本の選定をさせていただいているところです。

4つ目が、ブックスタート事業の継続支援ということで、生後7～8か月の乳児を対象に実施しているブックスタート事業を継続し、家庭における子育て支援につなげていくため、対象家庭に郵送により絵本のプレゼントを継続します。予算額は1万4千円です。対象者は、令和2年8月時点までの対象児までの67人となっています。

説明は以上です。

○教育長
○事務局

ただいま、事務局から説明がありました。何かご質問はありますか。

関連事項として、これから議会上程させていただく6月議会の教育関連予算内容についてご説明させていただきます。6月1日から学校が再開するというので、今後は家庭支援から学校支援へ移行していくものと認識しています。1つ目としては、除菌液についてです。こちらについては、各町内企業様等からご提供いただいた除菌液を学校に配布させていただいているところですが、今後、必要に応じて除菌液を作れるように次亜塩素酸水の生成器を各園・学校に配備できるような予算計上をさせていただいております。また、さきほど、協議事項で議論いただいた夏季休業期間の変更に伴いまして、8月中に9日間、給食を提供させていただくことになりました。これに伴いまして町としては、コロナウイルス感染拡大による夏季休業期間変更であることと学校給食費徴収規則では、8月中の給食費を徴収しないものとなっていることを踏まえて、この8月中の9日間の児童・生徒の給食費については、公費で補填していけるような予算計上をさせていただいております。さらに、ギガスクール関連事業として端末整備等にかかる費用を計上させていただいております。また、学校の臨時休業に伴う、学校給食材料にかかるキャンセル費用を給食納入業者に補填する費用についても予算計上しているところです。あわせて、県の補助金等を活用し、フェイスシールド、防護服、マスク等の衛生関係用品の調達もしていきたいと考えています。マスクについては、南足柄市にごぞいます企業のKTカンパニー様からマスク5,000枚、

開成町消費者の会から新小学1年生対象に手作りマスク194枚の寄附がございましたので、学校再開にあわせて配布していきたいと考えております。

- 教育長 関連事項で事務局から説明がありました。何かご質問はございますか。
- 本澤委員 補正予算は年何回あるのか。今回のようにコロナウイルス対策にかかる経費のように必要がある場合は、その都度、議会を開催するのか。
- 事務局 通常は、6月、9月、12月、3月の年4回は、補正予算を計上するタイミングがございます。
- 教育長 5月随時会議で予算計上した学校休業中のクラス担任への携帯電話貸与は現場の評判は良かったと伺っています。また、次亜塩素酸水の生成器は今後現場で有効活用していただけるものと期待しています。他に何かご質問はございますか。
- 村岡委員 さきほど学校再開後、児童・生徒の体温チェックをするという話があったが、もう一度説明してほしい。
- 事務局 体温計については、非接触型のものを用意します。基本的には、自宅で検温してくるようお願いをしておりますが、検温を忘れた場合は、保健室とは別室で対応する予定です。
- 上野委員 フェイスシールドは養護教諭に配布するという話があったが、それ以外の教諭はどうするのか。担任の教諭の方が児童・生徒との接触が多いのではないか。
- 教育長 養護教諭以外にも複数は用意する予定ですが、現時点では、担任分全員を用意することはできません。
- 上野委員 マチコミメールのなかに、体温を計って報告するツールがあると聞いている。今後、検温の報告を求めるのであれば、そのようなものを活用していくのはどうか。
- 教育長 マチコミメールを活用するとなると、今後それを取りまとめる仕事が増えることになるので、現時点では、健康観察カードにより管理していきたいと考えています。

(4) 経過報告、今後の予定について

- ・資料9について説明した。

- 教育長 協議事項(4)経過報告、今後の予定について事務局から説明してください。
- 事務局 それでは、資料9をご覧ください。5月の経過報告です。5月14日は、南足柄市役所において令和2年度足柄上郡町村教育委員会協議会総会と、その後、引き続き行われた足柄上採択地区協議会(第1回)に井上教育長、村岡委員に出席していただきました。5月27日の本日、定例教育委員会となっております。なお、5月中にコロナウイルスにより中止・延期となったものとしては、5月1日の登校指導日は中止、5月8日・9日の開成小学校6年生修学旅行は延期、5月11日、12日の開成南小学校6年生修学旅行は延期、5月16日の文命

中学校体育祭は延期、5月19日の開成小学校5年生林間学校は延期、5月28日の令和2年度関東甲信越静市町村教育委員会連合会総会（群馬大会）は中止となっております。

続いて、6月の予定です。6月1日は登校指導日です。6月12日から7月1日まで令和2年度教科書採択にかかる教科書展示会が足柄上合同庁舎で開催されます。6月15日は、登校指導日です。6月19日は、令和2年度開成町議会6月定例会議です。6月24日は文命中学校において定例教育委員会を開催します。なお、6月中にコロナウイルス影響により中止・延期となったものとしては、開成町あじさい祭りは中止、西湘地区教育委員会連合会総会は中止、6月18日から20日までで予定されていた文命中学校3年生修学旅行は9月27日から29日までに延期しました。6月20日に予定されていた開成小学校・開成南小学校の学校公開日は延期としました。

説明は以上です。

（5）開成町立学校の様子について

○教育長 6月1日から学校再開となりますが、小、中学校長は全員、新たな校長を迎えての開始となります。再開にあたって、現場では様々な工夫をしています。開成小学校では、職員室の教員の各机をシールドで覆い、感染防止に努めています。開成南小学校では、授業のやり方等について自主研究を進めています。文命中学校では、昨年度まで県立教育センターで情報教育の勉強をしていた教員の方が赴任してきたので、その方を中心にズーム等のオンライン授業の取り組みを進めているところです。これから、学校再開となりますが、コロナウイルス感染拡大防止に留意しつつ、安全な学校運営のサポートをしていきたいと考えています。

閉 会 ： 教育長より閉会の宣言